

令和4年分 山林所得の申告のしかた

はじめに

- 山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の申告書用紙で行います。
この場合、山林所得の金額の計算は、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」で行います。
- この冊子は、「**令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。)と併せてご覧ください。
- 令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和5年2月16日(木)から同年3月15日(水)まで**です。なお、還付申告書は、令和5年2月15日(水)以前でも提出できます。
 - ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限(令和5年3月15日(水))**内となるよう、お早めにご送付ください。
 - ・ また、**e-Tax** ソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
 - ・ 税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。
- 令和2年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、令和4年分の消費税の課税事業者に該当します。
 - ・ 令和2年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(令和3年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、**令和4年分の消費税の課税事業者**に該当します。
 - ・ なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 - ・ この場合、**令和5年3月31日(金)までに消費税及び地方消費税の確定申告と納税**を行う必要があります。
 - ・ 消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「**消費税及び地方消費税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)をご覧ください。
 - ・ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。詳しくは、国税庁ホームページの「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。



▷インボイス制度
特設サイト

目次

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「**山林所得のあらまし**」などを掲載しています。(ページ)
- (1) 確定申告書の記載手順 2～3
- (2) 【事例1】 山林を伐採し、売却したケース 4～13
- (3) 【事例2】 消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース 14～15
- (4) 【参考1】 令和4年分 山林所得のあらまし 16～21
- (5) 【参考2】 山林所得に対する所得税の税額表など 22～23

e-Taxを利用すれば、こんないいこと
～ より**簡単**、より**便利**になっています～

税務署に行く
必要なし

添付書類の
添付省略等

還付が
スピーディ

24時間
受付



オンライン送信



(注)山林所得がある方は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけませんが、「e-Taxソフト」で申告書の作成・送信ができます。

詳しくは、**e-Tax**ホームページをご覧ください。

記載手順

- (手書きした部分は、便宜上、青色で表示しています。)

7 第一表の **税金の**
書きます。
(13ページ参照)

申告書第一表

04 年分の所得及び復興特別所得の確定申告書

整理番号

FA2302

令和 5 年 2 月 16 日 令和 04 年分の所得及び復興特別所得の確定申告書

FA2202

納税地	T X X X - X X X X	個人番号	X X X X X X X X X X X X X X X X	生年月日	3 4 0 . 1 1 . 0 9
現在の住所又は居所事業所等	Y市〇〇町1-10		フリガナ	オオサカ タロウ	
氏名	大阪 太郎				
職業	会社員	雇用主の氏名	大阪太郎	世帯主との続柄	本人
振替口座希望	種別	黄色	振替口座番号	電話番号	×××-△△△-〇〇〇〇

第一表 (令和四年分以降用)

収入金額等	事業等	⑦	
	農業	⑧	
	不動産	⑨	
	給与	⑩	6700000
	公的年金等	⑪	
	業務	⑫	
	その他	⑬	
	短期	⑭	
	長期	⑮	
	一時	⑯	
	事業等	⑰	
	農業	⑱	
不動産	⑲		
利子	⑳		
配当	㉑		
給与	㉒	4930000	
公的年金等	㉓		
業務	㉔		
その他	㉕		
⑦から㉕までの計	㉖		
総合課税・一時の計	㉗		
⑩から㉕までの計	㉘	4930000	
社会保険料控除	㉙	580000	
小規模企業共済等控除	㉚		
生命保険料控除	㉛	50000	
地震保険料控除	㉜	50000	
寡婦・ひとり親控除	㉝	0000	
勤労学生・障害者控除	㉞	0000	
配偶者特別控除	㉟	0000	
扶養控除	㊱	0000	
基礎控除	㊲	480000	
⑬から㊲までの計	㊳	1160000	
雑損控除	㊴		
医療費控除	㊵		
寄附金控除	㊶		
合計	㊷	1160000	
課税される所得金額	㊸	000	
上の㊸に対する税額又は第3表の㊸	㊹	717500	
配当控除	㊺		
政治等寄附金等特別控除	㊻		
住宅耐震改修特別控除等	㊼		
所得税及び復興特別所得税額	㊽	717500	
災害減免額	㊾		
復興特別所得税額	㊿	717500	
源泉徴収税額	㋀	255700	
申告納税額	㋁	476800	
予定納税額	㋂		
第3期分納める税金	㋃	476800	
修正申告	㋄		
第3期分の税額の増加額	㋅	00	
公的年金等以外の合計所得金額	㋆		
配偶者の合計所得金額	㋇		
専従者給与(控除)の合計額	㋈		
青色申告特別控除額	㋉		
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㋊		
未納付の源泉徴収税額	㋋		
本年分で差し引く繰越損失額	㋌		
平均課税対象金額	㋍		
変動臨時所得金額	㋎		
延納届出	㋏		
申告期限までに納付する金額	㋐	00	
延納届出額	㋑	0000	
取戻される税金	㋒		
整理番号	A B C D E F G H I J K		

第二表 (令和四年分以降用)

①～④又は⑤の記入をお忘れなく。

住民税 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㋀ ㋁ ㋂ ㋃ ㋄ ㋅ ㋆ ㋇ ㋈ ㋉ ㋊ ㋋ ㋌ ㋍ ㋎ ㋏ ㋐ ㋑ ㋒ ㋓ ㋔ ㋕ ㋖ ㋗ ㋘ ㋙ ㋚ ㋛ ㋜ ㋝ ㋞ ㋟ ㋠ ㋡ ㋢ ㋣ ㋤ ㋥ ㋦ ㋧ ㋨ ㋩ ㋪ ㋫ ㋬ ㋭ ㋮ ㋯ ㋰ ㋱ ㋲ ㋳ ㋴ ㋵ ㋶ ㋷ ㋸ ㋹ ㋺ ㋻ ㋼ ㋽ ㋾ ㋿ ㌱ ㌲ ㌳ ㌴ ㌵ ㌶ ㌷ ㌸ ㌹ ㌺ ㌻ ㌼ ㌽ ㌾ ㌿ ㍱ ㍲ ㍳ ㍴ ㍵ ㍶ ㍷ ㍸ ㍹ ㍺ ㍻ ㍼ ㍽ ㍾ ㍿ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻

申告書記載に当たってのお願い

記載に当たっては、次の点についてのご協力をお願いいたします。

- 1 申告書等は、黒いインクのボールペンで書いてください（消せるボールペンは使用しないでください。）。
なお、複写式となっている申告書は、2枚目(控用)を取り外して使用しても差し支えありません。
- 2 フリガナは、濁点「・」半濁点「゜」は一字分とし、姓と名の間は一字空けてください。
- 3 マス目が設けられている記載欄に数字を記入する際は、右の記載例にならってマス目の中に丁寧に書いてください。
【記載例】 縦線1本 隙間を空ける 上に突き抜ける 角を作る
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 閉じる
【記載例】 (金額が1,234,500,000円の場合)
1 2 3 4 5 0 0 0 0 0
【記載例】
配 当 ① 1 2 3 0 0 0 0
給 与 ② 2 3 0 0 0 0 0
- 4 記入事項を訂正する場合には、二重線で抹消し、その上の欄などの余白に適宜書いてください。

「**記書(計算明細書)**」を作成します。
ページ参照)

額等と**所得金額等**の箇所を書き
ページ参照)

ます。
④の記載と併せて作成します。
は、8ページを参照してください。)

ら差し引かれる金額の箇所を書き
参照)

収入金額や**所得金額**などの箇所
照)

計算の箇所を書きます。

計算、**その他**などの箇所を

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者 住所 Y市〇〇町1-10 氏名 (フリガナ) オオサカ タロウ 電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
関与 住所 氏名 電話

合 計 内

申告書第三表(分離課税用)

令和 〇4 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書 (分離課税用) FA2401

整理番号 一連番号

特 例 適 用 条 文

法 規 法 30 条 の 項 号
所 法 規 法 条 の 項 号
所 法 規 法 条 の 項 号

第三表 (令和四年分以降適用) ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

収入金額 (単位は円)

短期譲渡 一般分 ②
長期譲渡 軽減分 ③
長期譲渡 一般分 ④
特定分 ⑤
短期譲渡 軽減分 ⑥
一般株式等の譲渡 ⑦
上場株式等の譲渡 ⑧
上場株式等の配当等 ⑨
先物取引 ⑩
山林 ⑪ 25000000
退職 ⑫

所得金額

短期譲渡 一般分 ⑬
長期譲渡 軽減分 ⑭
長期譲渡 一般分 ⑮
特定分 ⑯
短期譲渡 軽減分 ⑰
一般株式等の譲渡 ⑱
上場株式等の譲渡 ⑲
上場株式等の配当等 ⑳
先物取引 ㉑ 7820000
山林 ㉒
退職 ㉓

税金の計算

総合課税の合計額 (申告書第一表の①) ㉔ 4930000
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の②) ㉕ 1160000
⑬ 対応分 ㉖ 3770000
⑭ 対応分 ㉗ 000
⑮ 対応分 ㉘ 000
⑯ 対応分 ㉙ 000
⑰ 対応分 ㉚ 000
⑱ 対応分 ㉛ 000
⑲ 対応分 ㉜ 7820000
㉓ 対応分 ㉝ 000

税金の計算

① 対 応 分 ㉞ 326500
② 対 応 分 ㉟
③ 対 応 分 ㊱
④ 対 応 分 ㊲
⑤ 対 応 分 ㊳
⑥ 対 応 分 ㊴
⑦ 対 応 分 ㊵
⑧ 対 応 分 ㊶
⑨ 対 応 分 ㊷
⑩ 対 応 分 ㊸
⑪ 対 応 分 ㊹ 391000
⑫ 対 応 分 ㊺ 717500
⑬ 対 応 分 ㊻
⑭ 対 応 分 ㊼
⑮ 対 応 分 ㊽
⑯ 対 応 分 ㊾
⑰ 対 応 分 ㊿
⑱ 対 応 分 ㊿
⑲ 対 応 分 ㊿
⑳ 対 応 分 ㊿
㉑ 対 応 分 ㊿
㉒ 対 応 分 ㊿
㉓ 対 応 分 ㊿
㉔ 対 応 分 ㊿
㉕ 対 応 分 ㊿
㉖ 対 応 分 ㊿
㉗ 対 応 分 ㊿
㉘ 対 応 分 ㊿
㉙ 対 応 分 ㊿
㉚ 対 応 分 ㊿
㉛ 対 応 分 ㊿
㉜ 対 応 分 ㊿
㉝ 対 応 分 ㊿
㉞ 対 応 分 ㊿
㉟ 対 応 分 ㊿
㊱ 対 応 分 ㊿
㊲ 対 応 分 ㊿
㊳ 対 応 分 ㊿
㊴ 対 応 分 ㊿
㊵ 対 応 分 ㊿
㊶ 対 応 分 ㊿
㊷ 対 応 分 ㊿
㊸ 対 応 分 ㊿
㊹ 対 応 分 ㊿
㊺ 対 応 分 ㊿
㊻ 対 応 分 ㊿
㊼ 対 応 分 ㊿
㊽ 対 応 分 ㊿
㊾ 対 応 分 ㊿
㊿ 対 応 分 ㊿

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分 所得の生ずる場所 必要経費 (差引金額 収入金額 必要経費) 特別控除額

差引金額の合計額 ㉟ 特別控除額の合計額 ㊱

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ㊲

○ 退職所得に関する事項

区分 収入金額 退職所得控除額

一般 収入金額 退職所得控除額

短期 収入金額 退職所得控除額

特定役員 収入金額 退職所得控除額

整理欄 取得期間 資産 入力 申告区分

【事例1】山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和4年11月10日に2,500万円で売却しました。

この山林の所在地は、K市〇〇町××1228番（林地面積は3.2ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、杉（樹齢60年）及びひのき（樹齢80年）、材積は3,000m³でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が836万円かかりました。

私は、山林を売却した収入以外に、給与（収入金額670万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者控除」の適用を受けています。

1 「山林所得収支内訳書（計算明細書）」を作成します。

あなたが、消費税の課税事業者に該当する場合、この「山林所得収支内訳書（計算明細書）」は、「課税事業者用」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を使用してください。

なお、その場合の記載方法は、14ページから15ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量（材積）が分かる場合に書いてください。

山林所得収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) オオサカ 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
譲渡者住所 K市〇〇町××1228番		氏名	電話番号	
特例適用条文		合計	内訳	
譲渡した山林の所在地番	K市〇〇町××1228		措法 30 条	措法 条
面積	3.2 ไร่		ヘクタール	ヘクタール
樹種	杉 60 年		皆伐・間伐	皆伐・間伐
本数	ひのき 80 年		本	本
数量	3,000 m ³			
譲渡住所又は所在地	K市〇〇町××1-2-3			
先氏名又は名称	〇〇製材(株)			
譲渡した年月日	R4年 11 月 10 日		年 月 日	年 月 日
譲渡山林を植木・購入した時期	年 月 日		年 月 日	年 月 日
譲渡価額の総額（収入金額）	① 25,000,000 円		25,000,000 円	
伐採費・運搬費、譲渡費用の額	② 8,360,000 円		8,360,000 円	
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③			
計（②+③）	④ 8,360,000 円		8,360,000 円	
差引（①-④）	⑤ 16,640,000 円		16,640,000 円	
取得費、管理費など	⑥ 8,320,000 円		8,320,000 円	
概算経費率による場合	⑦			
概算経費率による場合	⑧			
⑨ 以外の専従者控除額	⑨			
計（⑦+⑧+⑨）	⑩			
被災事業用資産の損失の金額（保険金等受補填される部分を除く。）	⑪			
必要経費 ④+⑥又は⑩+⑪	⑫ 16,680,000 円		16,680,000 円	
森林計画特別控除（注1）	⑬			
概算経費率の適用を受ける場合（注2）で計算した金額を記載する。	⑭			
収入金額基準額（注2）で計算した金額を記載する。	⑮			
所得基準額（⑤×50%-⑩）	⑯			
⑭と⑯のうち低い方の金額	⑰			
差引金額 ⑫-⑰	⑱ 8,320,000 円		8,320,000 円	
特別控除額	⑲ 500,000 円			
山林所得金額	⑳ B 7,820,000 円			

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

【事例 1】の解説

- この事例は、売却した時において所有期間が5年を超える山林を伐採して売却していますので、その売却による所得は、**山林所得**となります。

また、この山林(先祖伝来の山林)は、平成19年12月31日以前から引き続いて所有していますので、山林所得の金額の計算に当たっては、「**概算経費控除の特例**」(18ページ参照)を適用することができます。

山林所得の金額の計算は、左記のように「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」を使用して行いますが、この事例では、次のようになります。

収入金額(譲渡価額)		必要経費				
25,000,000円	-	伐採費などの譲渡費用	取得費、管理費などの概算経費の額	-	特別控除額	山林所得金額
		(8,360,000円	+ 8,320,000円)		500,000円	= 7,820,000円

- 山林所得は、他の所得と分けて税額を計算しますが、税額(税金)の計算は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

なお、山林の売却などにより**合計所得金額**(7、10ページ参照)が**1,000万円を超える場合には、「配偶者(特別)控除」の適用を受けることはできません**(配偶者(特別)控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される控除額が異なります。詳しくは、9、22ページをご確認ください。)

したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「**配偶者控除**」の適用をしないで納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算をすることとなります。

この事例の納める税金(所得税及び復興特別所得税)は、**476,800円**となります。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます(18～21ページ参照)。

例えば、「**概算経費控除の特例**」(措法30条)、「**森林計画特別控除の特例**」(措法30条の2)などがあります。

この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

譲渡代金の総額を書いてください。

山林の伐採に要した人件費などの費用、伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用(譲渡費用)の合計額を書いてください。

お売りになった山林の取得費や管理費などの金額を書いてください。

なお、お売りになった山林を平成19年12月31日以前から所有していた場合には、「**概算経費率**」による方法(「**概算経費控除の特例**」)で計算することができます。

詳しくは、18ページを参照してください。

この事例では、「**概算経費率**」による方法で計算していますので、取得費や管理費などの金額は、次のようになります。

譲渡価額の総額(収入金額)		伐採費などの金額		概算経費率		概算経費率による場合の 取得費、管理費などの金額
(25,000,000円	-	8,360,000円)	×	0.5	=	8,320,000円

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、**500,000円**(ただし、「**⑰差引金額**」欄の金額を限度とします。)です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「**青色申告特別控除**」(18ページ参照)がある場合には、その金額を「**特別控除額**」欄の上段に「**青×××円**」と二段書きしてください(14ページ参照)。

② 第一表の **収入金額等** と **所得金額等** の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例1

提出先や申告年分などを書いてください。

○□には「4」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。

なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 1、大正 2
昭和 3、平成 4
令和 5

※ 住所地以外の居所・事業所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「5」と書き、令和5年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。

山林所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。

あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書第一表（上部）

令和5年2月16日 令和04年分の所得及び復興特別所得税の確定申告書		FA2202	
納税地	〒XXXX-XXXX	マイナンバー	XXXXXXXXXX
現在の住所又は居所・事業所等	Y市〇〇町1-10	フリガナ	オオサカ タロウ
氏名	大阪 太郎	生年月日	3 40.11.09
職業	会社員	世帯主の氏名	大阪太郎
整理番号	XXXX-XXXX-XXXX	世帯主との続柄	本人
申告の種類	総合課税	申告の種別	給与所得
収入金額等	給与 6700000	所得金額等	給与所得 4930000
収入金額等	配当 4930000	所得金額等	配当所得 4930000
収入金額等	雑所得 4930000	所得金額等	雑所得 4930000
収入金額等	合計 16530000	所得金額等	合計 9850000

第三表⑫欄へ（12ページ）

収入金額等 所得金額等

該当する各種所得の収入金額等と所得金額等を書いてください。

なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。

書き方については、7ページで説明しています。

給与所得

給与所得の金額は、23ページの「3 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除（23ページ）の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から転記されます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

支 払 を受ける 者		住 所 又は 住所 用	Y市〇〇町 1-10		(定款者番号)									
					(枚番号)									
					(フリガナ)		オオサカ		タロウ					
				氏 名	大阪		太郎							
類 別			支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
給料・賞与			6 700 000		4 930 000		1 540 000		255 700					
(源泉)控除対象配偶者の有無等			配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額		控 除 対 象 (配 偶 者 を 除 く。)		扶養親族の数 (扶養親族を除く。)		障害者等の数 (本人を除く。)		非居住者 からの 親族の数			
老人			特 定		老人		その他		特 別		その他			
有 限 公 司			380 000		人		人		人		人			
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
580 000			50 000		50 000									
(摘要)														
支 払 者					中途就・退職					受給者生年月日				
住所(住所) 又は所在地					就 職					元 号				
氏名又は名称					年 月 日					年 月 日				
株式会社 ○○商事					昭和					40 11 9				
(電話) △△△-〇〇〇-××××														

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「④雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、**所得金額等**の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

👉 合計所得金額にご注意ください。

9ページで作成する**第一表の所得から差し引かれる金額**（所得控除額）は、あなたの令和4年分の**合計所得金額**に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。

合計所得金額とは、左記第一表の **所得金額等**〔⑫合計〕欄の金額に申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

この事例の場合の合計所得金額については、10ページを参照してください。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください。)

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、**新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料**の別に、その合計額を書きます。

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**地震保険料**と**旧長期損害保険料**の別に、その合計額を書きます。

令和 〇4 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所 〒 市 町 丁目 番 号
氏名

Y市〇〇町1-10
オオサカ グロウ
大阪 太郎

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地等」	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	株式会社 〇〇商事 〒F市△町7-3-14	6,700,000	255,700

④8 源泉徴収税額の合計額 255,700

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項（①）

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額

特例適用
条文等

配偶者や親族に関する事項

氏名	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
大阪 花子	△△△△△○●○○×	40.11.18	○	○	○	○

事業専従者に関する事項（⑤）

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与（控除額）
		明・大			

住民税・事業税に関する事項

住民税	非居住者の少額配当等	非居住者の特別配当割額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の金額の重畳加算	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法（特別徴収）	自治体債権・市区町村共済基金、日本共済会等の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
○	○	○	○	○	○	○	○	○

退職所得のある配偶者・親族の氏名

氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を頂く所得金額	障害者	その他
		明・大			○	○

事業税

課税所得など	課税標準	税率	課税額
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所

所得税と控除対象配偶者の氏名などとした専従者の氏名

配偶者の氏名・電話番号

第一表④8欄へ（13ページ）

第二表（令和四年分以降適用）
第1表は第2表に提出してください。（国民年金保険料や生命保険料の払込振替書と申告書に添付した印紙は不要です。）

保険料等の種類 支払保険料等の計 うち年末調整等以外

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
社会保険料等		
新生命保険料		
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
地震保険料		
旧長期損害保険料		

本人に関する事項

本人に関する事項	配偶者	ひきこもり	勤労学生	障害者	特別障害者
○死別 ○生死不明 ○離婚 ○未婚	○	○	○	○	○

雑損に関する事項（⑧）

雑損の原因	調査年月日	被害を受けた資産の種類など

寄附金控除に関する事項（⑨）

寄附先の名称等	寄附金

詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「**特別徴収**」の ☐ に ☒ を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「**自分で納付**」の ☐ に ☒ を記入してください。

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- **所得から差し引かれる金額** は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

申告書第一表(左下部)

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	580,000
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	50,000
	地震保険料控除	⑯	50,000
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	0
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	0
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	0
	扶養控除	㉓	0
	基礎控除	㉔	480,000
	⑬から㉔までの計	㉕	1,160,000
	雑損控除	㉖	
	医療費控除	㉗	
	寄附金控除	㉘	
	合計	㉙	1,160,000

第三表㉙欄へ
(12ページ)

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 Y市〇〇町 1-10

受取人 〇オオカ タロウ 大阪 太郎

給与・賞与	6,700,000	4,930,000	1,540,000	255,700
配偶者(特別)控除の額	380,000			
社会保険料等の金額	580,000	50,000	50,000	

住所(市区町) F市△△町7-3-14

氏名又は名称 株式会社 〇〇商事

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のように入力することができます。

※ ⑬欄から㉔欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から㉔欄の記載を省略し、㉕欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和4年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和4年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

【扶養控除額】

区 分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	同居老親等 58万円
	同居老親等以外 48万円

㉔ 基礎控除

あなたの令和4年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和4年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

5 第三表の山林の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

事例 1

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

所得金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑬山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。

なお、この山林所得の金額が赤字の場合には、他の各種所得の金額(土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。)の黒字からその赤字を控除することができます(損益通算)。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

また、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を使用して計算することもできます。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和 04 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用)

整理番号: FA2401

住所: Y市〇〇町1-10
氏名: オオサカ 太郎

収入金額		所得金額		税金の計算	
短期譲渡	① 一般分 ②	短期譲渡	① 一般分 ②	⑦ 対応分	⑧
長期譲渡	③ 一般分 ④	長期譲渡	③ 一般分 ④	⑧ 対応分	⑨
特定分	⑤	特定分	⑤	⑨ 対応分	⑩
軽減課分	⑥	軽減課分	⑥	⑩ 対応分	⑪
一般株式等の譲渡	⑦	一般株式等の譲渡	⑦	⑪ 対応分	⑫
上場株式等の譲渡	⑧	上場株式等の譲渡	⑧	⑫ 対応分	⑬
上場株式等の配当等	⑨	上場株式等の配当等	⑨	⑬ 対応分	⑭
先物取引	⑩	先物取引	⑩	⑭ 対応分	⑮
山林	⑪ 25000000	山林	⑪ 25000000	⑮ 対応分	⑯
退職	⑫	退職	⑫	⑯ 対応分	⑰
短期譲渡	⑬ 一般分 ⑭	短期譲渡	⑬ 一般分 ⑭	⑰ 対応分	⑱
長期譲渡	⑮ 一般分 ⑯	長期譲渡	⑮ 一般分 ⑯	⑱ 対応分	⑲
特定分	⑰	特定分	⑰	⑲ 対応分	⑳
軽減課分	⑱	軽減課分	⑱	㉑ 対応分	㉒
一般株式等の譲渡	⑲	一般株式等の譲渡	⑲	㉒ 対応分	㉓
上場株式等の譲渡	㉑	上場株式等の譲渡	㉑	㉓ 対応分	㉔
上場株式等の配当等	㉒	上場株式等の配当等	㉒	㉔ 対応分	㉕
先物取引	㉓	先物取引	㉓	㉕ 対応分	㉖
山林	㉔ 7820000	山林	㉔ 7820000	㉖ 対応分	㉗
退職	㉕	退職	㉕	㉗ 対応分	㉘

①から⑮までの合計(申告書第一表の①に転記)

⑯から㉔までの合計(申告書第一表の②に転記)

① 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額

差引金額の合計額 ㉘

① 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

合計所得金額 (7 ページ参照)

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイとロの合計額です。

イ 第一表の 所得金額等 「⑫合計」 欄の金額

ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑬山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の 所得金額 「㉔山林」欄の金額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。

(イの金額) (ロの金額) (合計所得金額)
4,930,000円 + 7,820,000円 = 12,750,000円

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

山林所得 収支内訳書 (計算明細書)		譲渡者 住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) 大阪 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
関与 税理士 住所		氏名	電話番号	()
特 例 適 用 条 文		合 計		
譲渡した山林の明細		内 訳		
山林の所在地番		措法 30 条		
面積	皆伐・間伐の区分	措法 条		
樹種	樹齢	K市〇〇町××1228		
本数	数量	ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール
		3.2	杉	
		ひのき	60	年
			80	年
		本	3,000	m ³
譲渡先	住所又は所在地	K市〇〇町××1-2-3		
氏名又は名称		〇〇製材(株)		
譲渡した年月日		R4年11月10日		
譲渡山林を植林・購入した時期		年 月 日		
譲渡価額の総額(収入金額)	①	A 25,000,000 円	25,000,000 円	円
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	② 8,360,000 円	8,360,000 円	円
	専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③		円
	計(②+③)	④ 8,360,000 円	8,360,000 円	円
差 引 (① - ④)	⑤	16,640,000 円	16,640,000 円	円
取得費、管理費など	概算経費率による場合	⑥ 8,320,000 円	8,320,000 円	円
	概算経費率に要した経費	⑦		円
	管理費その他の育成費用	⑧		円
	③以外の専従者控除額	⑨		円
	計(⑦+⑧+⑨)	⑩		円
	被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑪		円
	必要経費(④+(⑥又は⑩)+⑪)	⑫ 16,680,000 円	16,680,000 円	円
森林計画特別控除(注1)	概算経費率の適用を受ける場合((注2)で計算した金額を記載する。)	⑬		円
	収入金額基準額	⑭		円
	概算経費率の適用を受けない場合	⑮		円
	⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯		円
	差 引 金 額 (①-⑫-⑯又は⑬)	⑰ 8,320,000 円	8,320,000 円	円
	特 別 控 除 額	⑱ 500,000 円		
	山 林 所 得 金 額	B 7,820,000 円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A4統一)
(平成28年分以降用)

第三表の **税金の計算** の箇所を書きます。

事例 1

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円)－⑳欄の金額＝A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかった**A**の金額については、原則として、⑥欄から⑦欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑧欄から⑧欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑨欄の金額(1,160,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引きかれていますから、その残額である3,770,000円を⑦⑦欄に書き、⑦⑤欄の金額は、そのまま⑧③欄に転記します。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得金額	分離課税	短期譲渡 一般分 ⑥⑧	⑥									
		軽減分 ⑥⑦	⑦									
		長期譲渡 一般分 ⑥⑧	⑧									
		特定分 ⑥⑨	⑨									
		軽減課分 ⑦⑩	⑩									
		一般株式等の譲渡 ⑦⑪	⑪									
	税	上場株式等の譲渡 ⑦⑫	⑫									
		上場株式等の配当等 ⑦⑬	⑬									
		先物取引 ⑦⑭	⑭									
		山林 ⑦⑮	⑮			7	8	2	0	0	0	0
退職 ⑦⑯	⑯											
税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫			4	9	3	0	0	0	0
		所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㉑)	⑲			1	1	6	0	0	0	0
		⑫ 対応分 ⑦⑱	⑱			3	7	7	0	0	0	0
		⑯⑰ 対応分 ⑦⑲	⑲							0	0	0
		⑯⑰⑱ 対応分 ⑦⑲	⑲							0	0	0
		⑱⑲ 対応分 ⑧⑰	⑰							0	0	0
		⑲ 対応分 ⑧⑱	⑱							0	0	0
		⑲ 対応分 ⑧㉑	㉑							0	0	0
		⑲ 対応分 ⑧㉒	㉒							0	0	0
		⑲ 対応分 ⑧㉓	㉓							0	0	0
	⑲ 対応分 ⑧㉔	㉔			7	8	2	0	0	0	0	
⑲ 対応分 ⑧㉕	㉕							0	0	0		

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算	税	⑦⑦ 対応分	⑧⑤			3	2	6	5	0	0
		⑦⑧ 対応分	⑧⑥								
		⑦⑨ 対応分	⑧⑦								
		⑧① 対応分	⑧⑧								
	額	⑧② 対応分	⑨①								
		⑧③ 対応分	⑨②								
		⑧④ 対応分	⑨③			3	9	1	0	0	0
		⑧⑤ 対応分	⑨④								
⑧⑤から⑧⑤までの合計 (申告書第一表の⑧⑤に転記)			⑨③			7	1	7	5	0	0

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額

3,770,000円 × 0.2 - 427,500円 = 326,500円.....(⑧欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を参照してください。

課税される所得金額(⑧欄) 所得税の税率 山林所得金額に対する税額

7,820,000円 × 0.05 = 391,000円(⑨欄に書きます。)

7 第一表の 税金の計算、その他 などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

所得税の確定申告書		FA2202
フリガナ	オオサカ タロウ	第一表
氏名	大阪 太郎	(令和四年分以降用)
会社員	屋号・雅号	世帯主の氏名
整理番号	電話	世帯主との続柄
課税される所得金額	③①	000
③②又は第三表上の③②に対する税額	③①	717500
配当控除	③②	
③③		
③④		00
③⑤～③⑦		
③⑧～③⑩		
③⑪		717500
③⑫		
③⑬		717500
③⑭		15067
③⑮		732567
③⑯		
③⑰		255700
③⑱		476800
③⑲		
③⑳		476800
③㉑		
③㉒		
③㉓		00
③㉔		
③㉕		
③㉖		
③㉗		
③㉘		
③㉙		
③㉚		
③㉛		
③㉜		
③㉝		
③㉞		
③㉟		
③㊱		
③㊲		
③㊳		
③㊴		
③㊵		
③㊶		
③㊷		
③㊸		
③㊹		
③㊺		
③㊻		
③㊼		
③㊽		
③㊾		
③㊿		
④①		
④②		
④③		
④④		
④⑤		
④⑥		
④⑦		
④⑧		
④⑨		
④⑩		
④⑪		
④⑫		
④⑬		
④⑭		
④⑮		
④⑯		
④⑰		
④⑱		
④⑲		
④㉑		
④㉒		
④㉓		
④㉔		
④㉕		
④㉖		
④㉗		
④㉘		
④㉙		
④㉚		
④㉛		
④㉜		
④㉝		
④㉞		
④㉟		
④㊱		
④㊲		
④㊳		
④㊴		
④㊵		
④㊶		
④㊷		
④㊸		
④㊹		
④㊺		
④㊻		
④㊼		
④㊽		
④㊾		
④㊿		

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～④⑩住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合を書いてください。

④① 差引所得税額

③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④⑩欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)

④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額

④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

④⑨ 申告納税額

④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「④⑨納める税金」の2分の1以上の金額を令和5年3月15日(水)までに納付することにより、その残額を、令和5年5月31日(水)まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。

転記します。

【事例 2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース

私は、先祖伝来の山林を伐採し、令和4年9月17日に7,700万円（内、消費税(地方消費税を含みます。以下この事例において同じです。)700万円)で売却しました。

この山林の所在地は、Y市〇〇町1230番（林地面積は4.3ヘクタール）で、売却した山林の樹種は、ひのき（樹齢60年）、材積は3,900m³でした。

また、この山林を売却する際に、伐採費と運搬費が28,759,500円(内、消費税2,614,500円)かかりました。私は、消費税の課税事業者で、消費税の経理は、税込経理方式により行っています。

「山林所得収支内訳書(計算明細書)【課税事業者用】」を作成します。

消費税の課税事業者に該当しない方の「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の記載方法は、4ページから5ページをご覧ください。

山林の所在地番を書いてください。

お売りになるために山林を伐採した林地の面積を書いてください。

お売りになった山林の樹種や主な立木の樹齢を書いてください。

お売りになった山林の本数や数量(材積)が分かる場合に書いてください。

特別控除額を書いてください。

特別控除額は、500,000円(ただし、「⑫差引金額」欄の金額を限度とします。)です。

なお、青色申告の方で、山林所得の金額から控除する「青色申告特別控除」(18ページ参照)がある場合には、その金額を「特別控除額」欄の上段に「青×××円」と二段書きしてください。

山林所得収支内訳書(計算明細書)		課税事業者用
譲渡者 住所 H市〇〇町11-2	氏名 (フリガナ)ヒロシマ イチロウ 氏名 広島 一郎	電話番号 (〇〇〇) △△△-××××
譲渡者 住所 〇〇〇	氏名 (フリガナ)ヒロシマ イチロウ 氏名 広島 一郎	電話番号 () () ()
消費税率等の 経理方式	特例適用条文	税込・税抜 30 条
譲渡した山林の所在地番	面積	樹種
Y市〇〇町1230	4.3ヘクタール	ひのき
樹齢	数量	材積
60年	3,900m ³	
譲渡した山林の住所又は所在地	譲渡した年月日	譲渡した時期
Y市〇〇町6-7	R4年9月17日	
譲渡した山林の先氏名又は名称	譲渡した年月日	譲渡した時期
(株)〇〇製材所		
譲渡価額の総額(収入金額)	①	77,000,000円
総収入金額に算入される消費税等の額	②	7,000,000円
計(①+②)	③	84,000,000円
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④	28,759,500円
専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤	2,614,500円
計(④+⑤)	⑥	31,374,000円
差引(③-⑥)	⑦	52,626,000円
取得費、管理費、管理費率による場合	⑧	24,120,250円
取得費、管理費、管理費率による場合	⑨	
取得費、管理費、管理費率による場合	⑩	
取得費、管理費、管理費率による場合	⑪	
計(⑧+⑨+⑩+⑪)	⑫	
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑬	
必要経費 ⑥+(⑧又は⑫)+⑬	⑭	52,879,750円
必要経費に算入される消費税等の額	⑮	4,385,500円
計(⑭+⑮)	⑯	57,265,250円
森林計画特別控除(注1)	⑰	
森林計画特別控除(注1)	⑱	
森林計画特別控除(注1)	⑲	
森林計画特別控除(注1)	⑳	
差引金額 ③-⑯-(⑰又は⑳)	㉑	19,734,750円
特別控除額(注3)	㉒	500,000円
山林所得金額	㉓	19,134,750円

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑦の金額が200万円以下のときは「⑦×20%」、⑦の金額が200万円超のときは「⑦×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。
3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。
(資7-6-2-A4統一)
(平成28年分以降用)

消費税の経理方式について該当するものを「○」で囲んでください。

適用を受ける**特例適用条文**を書きます（18～21ページ参照）。

例えば、「**概算経費控除の特例**」（措法30条）、「**森林計画特別控除の特例**」（措法30条の2）などがあります。

この事例では、「**概算経費控除の特例**」を適用していますので、措法「**30**」条と書きます。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税込みの譲渡代金を書いてください。

また、「**税抜経理方式**」を適用している方は、消費税抜きの譲渡代金を書いてください。

この事例では、「**税込経理方式**」を適用していますので、消費税込みの譲渡代金**77,000,000**円（内、消費税の額**7,000,000**円）を書きます。

なお、譲渡代金に含まれる消費税の額は、（ ）書で①欄の上段に書いてください。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税の還付額が生じた場合のその還付額を書いてください。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税込みの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

また、「**税抜経理方式**」を適用している方は、消費税抜きの伐採費、運搬費、譲渡費用の合計額を書いてください。

この事例では、「**税込経理方式**」を適用していますので、消費税込みの伐採費、運搬費の合計額**28,759,500**円（内、消費税の額**2,614,500**円）を書きます。

なお、伐採費、運搬費、譲渡費用の額に含まれる消費税の額は、（ ）書で④欄の上段に書いてください。

②欄の金額は概算経費の額の計算の基礎には算入されませんので、ご注意ください。

消費税の経理方式について「**税込経理方式**」を適用している方は、消費税の納付額を書いてください。

この事例では、①欄の（ ）内の金額7,000,000円と④欄の（ ）内の金額2,614,500円との差額である消費税の納付額**4,385,500**円（100円未満切捨て）を書きます。

消費税の経理方式について「**税抜経理方式**」を適用している場合において、⑨年末現在の仮受消費税の金額と仮払消費税の金額との差額と消費税の納付額又は還付額との差額が生じたときや、⑩課税仕入れに係る消費税額のうち、消費税の税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）があるときは、②欄又は⑮欄に記載することとなります。詳しくは税務署にお尋ねください。

「**森林計画特別控除の特例**」の適用を受ける場合に書いてください。

詳しくは、20ページを参照してください。

○ 「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」の記載のしかたについては、【事例1】の6ページから13ページの記載例をご覧ください。

令和 4 年分

山林所得のあらまし

ここでは、**山林所得の概要**や**計算のしかた**について説明しています。
4 ページから 15 ページの記載例とともに申告書等の作成の参考としてください。

	(ページ)
I 山林所得の範囲	17
II 所得税が課税されない山林所得	17
III 山林所得の金額の計算方法	18
IV 山林所得の税金が軽減される特例	20

参考
1

山林所得の申告に当たっての注意点

- 山林所得の税額表は一般の税額表と異なり、22 ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を使用してください。
- 山林所得に対しては、**地方税(住民税)も課税されます。**
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。
- 申告に当たっては、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」(4、11、14 ページ参照。国税庁ホームページからダウンロードできます。)を確定申告書とともに提出してください。
- ここに説明していない事柄や分からないことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

I 山林所得の範囲

1 山林所得とは

所有期間が5年を超える山林を、①伐採して譲渡したり、②立木のままで譲渡したことによる所得です。

山林の「譲渡」には、通常の売買のほか、交換、競売、公売、代物弁済、収用、法人に対する現物出資なども含まれます。

なお、山林を土地付きで譲渡した場合には、**土地の部分の譲渡による所得は、譲渡所得**になります。

※ 山林を取得してから5年以内に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによる所得は、その伐採や譲渡が事業として営まれている場合には事業所得になり、そうでない場合には雑所得になります。

2 山林所得が課税される特殊な場合

次の場合にも山林所得の課税の対象になります。

(1) 次の事由により、山林の移転があった場合

- イ 法人に対する贈与や遺贈、時価の2分の1未満の価額による譲渡
- ロ 限定承認に係る相続や限定承認に係る包括遺贈(個人に対するものに限りです。)

(2) 自分の住宅を建築するなど山林を伐採して家事の用に使用した場合

(3) 分収造林契約又は分収育林契約に基づき山林の伐採又は譲渡による収益を分収した場合

(4) 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利を譲渡した場合

(5) 生産森林組合から従事分量分配金を受けた場合

(6) 森林管理法の規定による経営管理実施権の設定を受けた林業経営者(又は経営管理権の設定を受けた市町村)が山林を伐採し、木材の販売による収益が発生した場合

- ※ 1 上記(1)及び(2)は時価で山林の譲渡があったものとして課税されます。
2 上記(6)の木材の販売による収益については、森林所有者の山林所得として課税されます。

II 所得税が課税されない山林所得

所有期間が5年を超える山林を、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、次の場合には所得税は課税されません。

なお、この課税されない所得の計算上損失が生じて、**その損失はなかったもの**とされます。

- 1 山林を国や地方公共団体に寄附した場合や、公益法人等に寄附し国税庁長官の承認を受けた場合
- 2 山林を相続税の物納に充てた場合
- 3 資力を失い、債務を弁済することが著しく困難な場合に、滞納処分や強制執行、競売、破産手続などにより、山林(山林を継続的に譲渡している人が所有しているものを除きます。)を譲渡した場合

記帳・保存をお忘れなく

白色申告者のうち山林所得、不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う**全ての方**は、収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を**帳簿に記載しなければなりません**。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡便な方法で記載しても差し支えありません。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類は**保存しなければなりません**。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

Ⅲ 山林所得の金額の計算方法

山林所得の計算方法

山林所得の金額は、次の算式で計算します。

収入
金額(※)

必要
経費

山林所得の特別
控除額 (50万円)

〔収入金額－必要経費〕
の額が限度額

青色申告
特別控除額

〔青色申告者について
10万円以内の一定額〕

山林所得
の金額

※ 令和4年分の山林所得の収入金額は、令和4年中に、伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した山林(所有期間が5年を超えるもの)に限ります。)の譲渡代金の合計額ですが、次の点に注意してください。

- 1 令和4年中に譲渡した山林 …… 売買契約などに基づいて、令和4年中に買主などに引き渡した山林ですが、令和4年中に引渡しが行われていない山林であっても、令和4年中に売買契約の効力が生じているものは、令和4年中に譲渡した山林として申告することができます。
- 2 未収入金 …… 令和4年中に譲渡した山林の譲渡代金を令和4年中に受け取っていない場合でも、未収入金を含めた譲渡代金の全部が令和4年分の収入金額になります。

必要
経費

特別
控除額

山林所得の金額

譲渡価額(収入金額)

令和4年分の山林所得の収入金額から控除される必要経費の計算方法には、次の1及び2の方法があります。

1 原価計算による方法

令和4年分の山林所得の必要経費は、令和4年中に譲渡した山林の取得費、管理費、伐採費、その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の合計額です(「参考事項1」19ページ参照)。ただし、昭和27年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、①「その山林の昭和28年1月1日の相続税評価額」と②「その山林の昭和28年1月1日以後に支出した管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の額」との合計額になります。

なお、令和4年中に支出したこれらの費用であっても、令和4年中に譲渡しなかった山林について支出した費用は、令和4年分の必要経費にはなりません。

2 「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕

平成19年12月31日以前から所有していた山林を譲渡した場合の必要経費は、次の算式で計算することができます(「参考事項2」19ページ参照)。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{山林の譲渡} \\ \hline \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{伐採費・譲渡} \\ \hline \text{に要した費用} \\ \hline \end{array} \right) \times 50\% + \begin{array}{|c|} \hline \text{伐採費・譲渡} \\ \hline \text{に要した費用} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{被災事業用資産} \\ \hline \text{の損失の金額} \\ \hline \end{array}$$

この「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合には、「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「□□□」内に「30」と記入してください。

50万円の山林所得の特別控除があります((収入金額－必要経費)の額が限度額)。

(注) 上記のほか、森林経営計画に基づいて山林を譲渡した場合の森林計画特別控除や、収用などにより山林を譲渡した場合の5,000万円の特別控除があります(20、21ページ参照)。

青色申告者は、必要経費のほかに、次の金額のうちいずれか低い方の金額(最高10万円)を青色申告特別控除額として控除することができます。

- 1 10万円－(不動産所得や事業所得から控除した青色申告特別控除額)
- 2 青色申告特別控除額を控除する前の山林所得の金額(山林所得の特別控除後の金額)

※ この青色申告特別控除には、最高10万円の特別控除と最高55万円(e-Taxによる申告又は一定の要件を満たしている場合は最高65万円)の特別控除とがありますが、55万円(65万円)の青色申告特別控除は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のうち一定の者について、これらの所得を通じて最高55万円(65万円)を控除できるとされており、山林所得については適用できません。

また、山林所得のほかに事業的規模の不動産所得や事業所得があり55万円(65万円)の青色申告特別控除を適用した場合には、その年分の山林所得について、10万円の青色申告特別控除を適用することはできません。

参考事項 1

【原価計算による方法】の必要経費(18ページ)について

○ 取得費、管理費など

- (1) 植林費 … 苗木の購入代金やその運搬費、購入手数料、植付けの際の人件費など植林のために要した費用です。
- (2) 取得に要した費用 … 山林の購入代金や仲介手数料などその山林を購入するために要した費用です。
- (3) 育成費 … 肥料代、防虫費、下刈り・枝打ち・除草などのための人件費など山林を育成するために要した費用です。
- (4) 管理費 … 固定資産税、森林組合費、火災保険料、機械器具の減価償却費など山林を管理するために要した費用です。
- (5) その他 … このほか次のものも必要経費になります。

イ 山林の災害や盗難、横領による損失 … 令和4年中に、所有山林について災害や盗難、横領により損害を受けた場合のその損失額（保険金や損害賠償金などで補てんされる部分を除きます。）です。

ロ 山林経営を事業としている場合の譲渡代金の貸倒損失、利子税、青色事業専従者給与額、事業専従者控除額 … 山林経営を事業としている場合には、次の金額が必要経費になります。

- (イ) 山林の譲渡代金の貸倒損失など … ①山林の譲渡代金が譲渡した相手方の資力喪失などのために回収不能となったときの貸倒損失や、②事業の遂行上保証した債務を履行した場合で債務者に対して求償権の行使ができなくなったときのその行使ができなくなった部分の金額です。

※ 山林経営を事業としていない場合の貸倒損失や、保証債務の履行に伴う損失については、21ページの3や4をご覧ください。

- (ロ) 所得税を延納した場合の利子税 … 令和3年分の所得税を延納した場合の利子税のうち次の算式で計算した金額です。

$$\text{納付した利子税額} \times \frac{\text{令和3年分の山林所得の金額}}{\text{令和3年分の各種所得の金額の合計額}} \\ (\text{給与所得、退職所得を除きます。})$$

※ 山林を延払条件付で譲渡した場合で所得税を延納しているときの利子税は、その全額が必要経費になります。

- (ハ) 青色事業専従者給与額 … 税務署長に提出している「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で、実際に青色事業専従者に支給した金額のうち、専従期間、仕事の内容、従事の程度や他の使用人に支給する給与の状況、その事業の規模、収益の状況などからみて労務の対価として相当と認められる金額に限ります。

- (ニ) 事業専従者控除額 … 山林経営者（白色申告者に限ります。）と生計を一にする15歳以上の親族で、令和4年中を通じ6か月を超える期間、山林経営に従事していた者（以下「事業専従者」といいます。）がいる場合に、その事業専従者一人ごとに計算した次のAかBのうち**いずれか低い方**の金額です。

A 50万円（その事業専従者が山林経営者の配偶者である場合は、86万円）

B（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（事業専従者の数＋1）

※ 上の算式中の所得は、事業専従者控除額や山林所得の特別控除額を控除しないで計算した金額によります。

○ 伐採費、譲渡に要した費用

- (1) 伐採費 … 山林の伐採に要した人件費などの費用です。
- (2) 譲渡に要した費用 … 伐採した山林の運搬費や測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

参考事項 2

【「概算経費率」による方法〔概算経費控除の特例〕】の必要経費(18ページ)について

- (1) 平成20年1月1日以後に相続、贈与、遺贈により取得した山林であっても、次のいずれにも該当する場合には、この方法で必要経費を計算することができます。

イ 被相続人、贈与者、遺贈者が平成19年12月31日以前から所有していたものであること。

ロ その山林の相続、贈与、遺贈があった際にその山林について譲渡があったものとみなされていないこと。

- (2) 「伐採費・譲渡に要した費用」とは、①山林の伐採に要した人件費などの費用や、②伐採した山林の運搬費、測量費、仲介手数料など山林の譲渡に要した費用です。

山林の育成費や管理費（「参考事項1」の(3)、(4)参照）は含まれません。

※ 青色事業専従者給与額や事業専従者控除額（「参考事項1」の(5)のロのハ、(ニ)参照）は、従事日数などによって「伐採費・譲渡に要した費用」の部分と「育成費、管理費」などの部分にあん分し、「伐採費・譲渡に要した費用」の部分は、18ページの算式の「伐採費・譲渡に要した費用」に含めて計算します。

- (3) 「被災事業用資産の損失の金額」とは、①災害により山林や山林経営のために使用していた事業用の固定資産について令和4年中に生じた損失の金額や、②災害がやんだ日から1年以内（大規模な災害の場合等には3年以内）に支出した①の資産に関する原状回復のための費用などの災害関連費用です。

Ⅳ 山林所得の税金が軽減される特例

山林所得の税金が軽減される主な特例には、次のものがあります。

1 森林計画特別控除の特例(措法30条の2)

特例のあらまし

森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合には、その山林の収入金額から必要経費のほかに森林計画特別控除額が控除されます。

ただし、交換、現物出資、収用等により山林を譲渡した場合、法人に対する贈与・遺贈、限定承認に係る相続若しくは個人に対する限定承認に係る包括遺贈により山林の移転があった場合、又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する森林保健施設を整備するために山林を伐採若しくは譲渡した場合については、この特例は適用されません。

(1) 特例の内容

この特例の適用がある山林については、収入金額から必要経費のほかに次のイとロの金額のうちいづれか低い方の金額(「概算経費率」による方法によって必要経費を計算した場合にはイの金額)が「森林計画特別控除額」として控除されます。

イ 収入金額基準額

$$\left(\text{令和4年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額} - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \right) = A$$

① Aの金額が2,000万円以下のとき $A \times 20\%$

② Aの金額が2,000万円を超えるととき $A \times 10\% + 200 \text{万円}$

ロ 所得基準額

$$\left(\text{令和4年中に譲渡したこの特例の適用がある山林の収入金額} B - \text{伐採費・譲渡に要した費用} \right) \times 50\% \\ - \left\{ \text{Bに対応する部分の必要経費} - \left(\text{伐採費・譲渡に要した費用} + \text{Bに対応する部分の被災事業用資産の損失の金額} \right) \right\}$$

※ 森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林経営計画に基づいて、令和4年中に、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡した場合であっても、その後、森林法又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法の規定によりその森林経営計画の認定が取り消されたときなどは、この特例が受けられなくなります。

(2) 申告の手続

「申告書第三表(分離課税用)」の【特例適用条文】欄の「措法」を「○」で囲み「☐☐☐条^第☐」内に「30^第2」と記入するとともに、次の書類を申告書に添付して提出してください。

イ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)

ロ 森林経営計画に基づく伐採・譲渡である旨などの市町村長(森林経営計画の対象となる森林の所在地が2以上ある場合で、その森林の全部が同一都道府県内にあるときはその都道府県知事、その森林が複数の都道府県にまたがるときは農林水産大臣)の証明書

ハ 伐採・譲渡した山林に係る林地の測量図

ニ 森林経営計画書の写し

2 収用などにより山林を譲渡した場合の特例(措法33条、33条の4)

特例のあらまし

土地収用法などによる収用等により山林を譲渡した場合には、その山林所得の金額の計算について、(1)5,000万円の特別控除の特例又は(2)代替資産を取得した場合の課税の特例の**いずれか一方**の特例の適用を受けることができます。

(1) **5,000万円の特別控除の特例**(措法33条の4) … 公共事業施行者から最初に取り買などの申出のあった日から6か月を経過した日までに山林の譲渡を行うなど一定の要件に該当する場合には、この要件に該当する山林の山林所得の金額(特別控除額50万円を控除する前の金額)から5,000万円(山林所得の特別控除額を控除する前の金額が5,000万円未満の場合には、その金額)が控除されます。

(2) **代替資産を取得した場合の課税の特例**(措法33条) … 補償金などの全部で山林を取得したり、補償金などに代えて山林だけを取得した場合には課税されません。

また、補償金などの一部で山林を取得した場合には、補償金などの残りの部分について課税されます。

3 山林の譲渡代金が貸倒れになった場合の特例(所法64条1項)

特例のあらまし

山林の譲渡代金が貸倒れになったときは、貸倒れになった譲渡代金に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

ただし、山林経営を事業としている人の山林の譲渡代金が貸倒れになった場合には、この特例は適用されません。この貸倒れによる損失の金額は、必要経費に算入されます(19ページ「**参考事項1**」の(5)の口のイ参照)。

4 保証債務を履行するため山林を譲渡した場合の特例(所法64条2項)

特例のあらまし

保証債務を履行するため山林を譲渡した場合で、その保証債務の主たる債務者などに対して求償権の行使ができなくなったときは、その求償権の行使ができなくなった金額に対応する部分の山林所得は、所得がなかったものとされます。

この特例の適用を受ける場合には、その求償権の行使ができなくなった金額(「**保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。))を、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」の「必要経費」欄の上段に「**保**×××円」と記載し、併せて「**申告書第三表(分離課税用)**」の【**特例適用条文**】欄の「**所法**」を「**○**」で囲み「**□□□条□項**」内に「**64条2項**」と記載してください。

ただし、次の場合にはこの特例は適用されません。

(1) **事業の遂行上生じた保証債務を履行するために山林を譲渡した場合**

※ この場合には、求償権の行使ができなくなった金額は、事業所得や山林所得などの必要経費に算入されます(19ページ「**参考事項1**」の(5)の口のイ参照)。

(2) **山林を継続的に譲渡している人が保証債務(上記(1)の事業の遂行上生じたものを除きます。)を履行するために山林を譲渡した場合**

【参考 2】

1 山林所得に対する所得税の税額表

○ 山林所得については、事業所得や給与所得などの他の所得とは区分した上で、他の所得と異なった計算方法により税額を計算します。

課税される所得金額		(申告書第三表㉓欄の金額)	A
		円	

↓

A 課税される山林所得金額	B 所得税の税率	C 控 除 額	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 9,749,000円	0.05 (5%)	0円	(A × B - C)
9,750,000円 ～ 16,499,000円	0.1 (10%)	487,500円	
16,500,000円 ～ 34,749,000円	0.2 (20%)	2,137,500円	
34,750,000円 ～ 44,999,000円	0.23 (23%)	3,180,000円	
45,000,000円 ～ 89,999,000円	0.33 (33%)	7,680,000円	
90,000,000円 ～ 199,999,000円	0.4 (40%)	13,980,000円	
200,000,000円 ～	0.45 (45%)	23,980,000円	円 (申告書第三表㉔欄へ)

- 注 1 「課税される山林所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 2 例えば、「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合には、求める税額は次のようになります。
- 40,000,000円 × 0.23(23%) - 3,180,000円 = 6,020,000円

2 配偶者（特別）控除額表

あなた（居住者）の合計所得金額

円

D

配偶者の合計所得金額

円

E

○ ここで求められた配偶者（特別）控除の額は、申告書第一表の所得から差し引かれる金額「②～② 配偶者（特別）控除」欄へ転記します。

なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「②～② 配偶者（特別）控除」欄の「区分1」の□に「1」を記入してください。

		あなた（居住者）の合計所得金額（D の金額）			控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額（E の金額）	48万円以下 （控除対象配偶者）	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円	0円	0円	

○ ここで求められた配偶者（特別）控除の額は、申告書第一表の所得から差し引かれる金額「㉑～㉒ 配偶者（特別）控除」欄へ転記します。

なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「㉑～㉒ 配偶者（特別）控除」欄の「区分1」の□に「1」を記入してください。

- 注 1 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの令和4年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- 2 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

3 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	(申告書第一表の④欄の金額)	F
	円	

Fの金額	給与所得の金額	
～550,999円		0円
551,000円 ～1,618,999円	F - 550,000円	円
1,619,000円 ～1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円 ～1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円 ～1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円 ～1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円 ～1,799,999円	F ÷ 4 の金額 (千円未満の端 数は切捨て)	G × 2.4 + 100,000円 円
1,800,000円 ～3,599,999円	↓ G	G × 2.8 - 80,000円 円
3,600,000円 ～6,599,999円	_____,000円	G × 3.2 - 440,000円 円
6,600,000円 ～8,499,999円	F × 0.9 - 1,100,000円	円
8,500,000円～	F - 1,950,000円	円

○ 所得金額調整控除

次の①又は②に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額 (K又はO) を H の金額から控除します。

なお、①と②の両方に該当する場合は、①の計算をした後に②の計算を行い、①と②のいずれにも該当しない場合は、これらの計算は不要です。

詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の10ページをご覧ください。

① Fの金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合

Fの金額	(最高1,000万円)	I
	円	
I - 850万円		J
	円	
所得金額調整控除額 (J × 0.1)		K
	円	
差引金額 (H - K)		L
	円	

② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

Hの金額	(最高10万円)	M
	円	
公的年金等の雑所得の金額 (※)	(最高10万円)	N
	円	
所得金額調整控除額 (M + N) - 10万円		O
	円	
差引金額	①の計算をした場合 (L - O)	P
	円	
	①の計算をしなかった場合 (H - O)	
	円	

※ 「公的年金等の雑所得の金額」については、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページをご覧ください。

○ ここで計算した給与所得の金額 (H) 又は給与所得の金額から所得金額調整控除額を差し引いた金額 (L又はP) は、申告書第一表の所得金額等「⑥給与」欄へ転記します。

4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額	(申告書第三表⑦欄の金額)	Q
	円	

(注) 申告書第三表の税金の計算「⑦課税される所得金額」欄の書き方は、12ページの「課税される所得金額」の計算を参照してください。

Qの金額	R(所得税の税率)	S(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ～ 1,949,000円	0.05 (5%)	0円	(Q × R - S)
1,950,000円 ～ 3,299,000円	0.1 (10%)	97,500円	
3,300,000円 ～ 6,949,000円	0.2 (20%)	427,500円	
6,950,000円 ～ 8,999,000円	0.23 (23%)	636,000円	
9,000,000円 ～ 17,999,000円	0.33 (33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ～ 39,999,000円	0.4 (40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ～	0.45 (45%)	4,796,000円	
			円 (申告書第三表⑧欄へ)

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認 《例1》マイナンバーカード

書類の例 《例2》通知カード、住民票の写しなど + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、既に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用できます。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載があるものに限りです。
- 3 「公的医療保険の被保険者証」の写しを添付する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

詳しくは、「**令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の41ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和4年分の退職所得を除く各種の**所得金額**の合計額が**2,000万円**を超え、かつ、令和4年12月31日において、その価額の合計額が**3億円以上の財産**又はその価額の合計額が**1億円以上の国外転出特例対象財産**を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「**財産債務調書**」を**令和5年3月15日(水)**までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、令和4年12月31日において、その価額の合計額が**5,000万円を超える国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を**令和5年3月15日(水)**までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

- ※
- 1 「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項(その国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。
 - 2 相続又は遺贈により財産又は債務を取得した方は、その相続開始年分における「財産債務調書」についてはその財産又は債務を、その相続開始年分における「国外財産調書」についてはその財産を記載せずに提出することができ、その「財産債務調書」及び「国外財産調書」の提出義務については、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産又は国外財産の価額の合計額により判定します。

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.7457 財産債務調書の提出義務」及び「No.7456 国外財産調書の提出義務」をご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、是非ご活用ください。
- 各種申告書、計算書、明細書及び手引き等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



▷確定申告特集



▷タックスアンサー